

事業主の皆様へ
田子町からのお知らせです

個人住民税の特別徴収 (給与からの天引き) を徹底します。

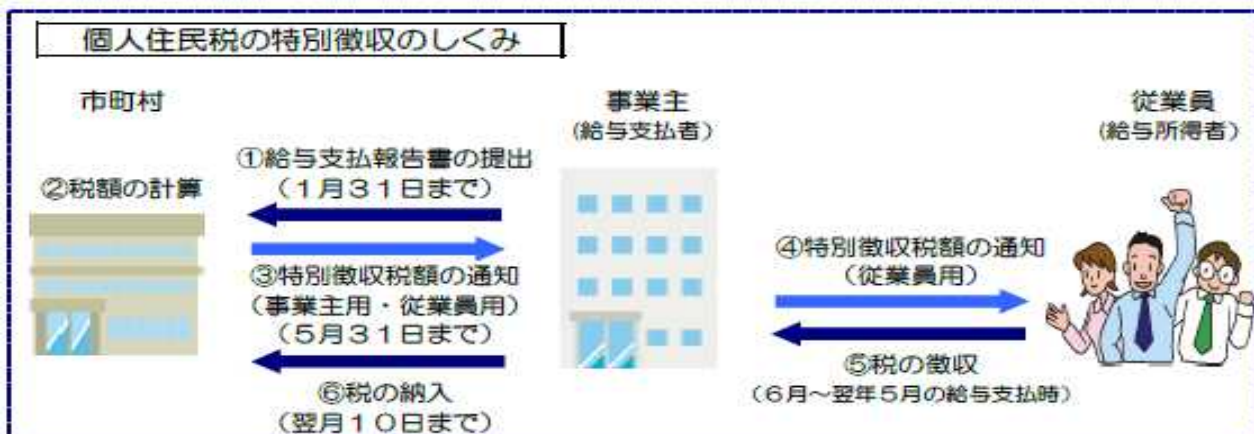
所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税第321条の4の規定により、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

◆特別徴収とは？◆

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）に代わって、毎月の給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（給与から天引き）し、従業員の住所地の市町村に納入する制度であり、**法律で義務付けられています。**

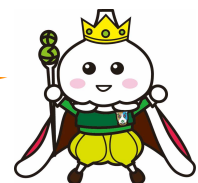
※ただし、以下の基準に該当すれば当面、例外的に普通徴収が認められます。

- A 総従業員数が2人以下（B～Fの理由に該当する全ての従業員数を除いた人数）
- B 他の事業所で特別徴収をされている方（乙欄適用者）
- C 給与が少額で特別徴収税額の天引きができない方
- D 給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない）
- E 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- F 退職者・退職予定者（5月末日まで）及び休職者（4月1日現在で給与の支払を受けていない休職者に限る）



- 毎年5月に、従業員に課税した市町村から「特別徴収税額通知書」が事業主に送付されます。
- この通知書には、従業員の毎月の税額(6月から翌年5月までの分)が記載されていますので、事業主はこの税額を従業員の毎月の給与から天引きし、個人住民税を徴収します。
- 徴収した個人住民税を、徴収した月の翌月10日までに従業員に課税した市町村に納入していただきます。

裏面もご覧ください



たっこ王子

特別徴収は従業員にとって便利な制度です

- 普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回となるため、1回当たりの税額の負担が少なくなります。
- 毎月の給与からの天引きとなるため、納め忘れがなくなります。
- 納税のために、納期ごとに金融機関や市町村の窓口へ出向く必要がなくなります。

個人住民税の特別徴収 Q&A

Q1 「特別徴収」は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕がないのですが、特別徴収をしなければならないのですか。

A1

個人住民税の特別徴収は、市町村が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をしたりする手間がかかりません。

事業主の方はその税額を従業員ごとに給与から徴収（天引き）していただき、合計額を翌月10日までに、金融機関で各市町村に納めていただくシンプルな制度となっております。

Q2 従業員から普通徴収で納めたいと言われたのですが・・・。

A2

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、**従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。**

Q3 アルバイトやパートも「特別徴収」をする必要がありますか。

A3

所得税を源泉徴収されている従業員（アルバイトやパートを含む）については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

Q4 従業員数の少ない事業所でも「特別徴収」しなければなりませんか。

A4

従業員の人数関係なく「特別徴収」しなければなりません。

ただし、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、町に申請し、承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。

《お問い合わせ先》

田子町役場 税務課 税務グループ 電話番号0179-20-7112（直通）

※このチラシは、すでに特別徴収を行っている事業主の方にも送付しております。



たっこ王子